

ID: 340

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	許可期間の更新の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市法定外公共物管理条例 第6条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第16号		
【根拠条文】 (許可の期間等) 第6条 前条第1項第1号及び第2号の規定による許可の期間は、5年を超えることができない。 2 前項の許可の期間を更新しようとする者は、当該許可の期間が満了する日の15日前までに市長の許可を受けなければならない。 3 前条第2項及び第3項並びに第1項の規定は、前項の規定による許可の期間の更新について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日